

令和6年度
堺市電気自動車等導入支援事業補助金
申請の手引き

令和6年10月1日からの変更点

- 市税の納税状況調査に係る同意書に自署または記名押印の上、提出が必要です。
- 様式第1号の「誓約事項及び同意事項」の欄に、チェック✓が必要です。

令和6年10月改定

■ 問合せ先 ■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

TEL 072-228-7548

FAX 072-228-7063

申請書作成にあたって

- ① 申請書の記入に際し、消えるボールペンは使用しないでください。
- ② 申請様式へ押印しないでください（記名で可）。申請書類のデータファイルにパソコン等で文字入力し、印刷した用紙をご提出ください。パソコン等による文字入力等が困難な方は、申請者欄に申請者が自署してください。
- ③ 訂正方法について、記名の場合、修正液による訂正や二重線による訂正はできませんので、新しい申請様式へ作成し直してください。自署している場合は、二重線で消して訂正し、その上にフルネームで自署してください。
- ④ 申請書印刷の際は、全て片面 A4 コピーをお願いします。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。

I 事業の概要

1. 事業の目的

環境性能に特に優れた自動車（ゼロエミッション車）を導入した場合及び電気自動車等の充電設備を導入した場合において、導入に要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 補助金名

令和6年度 堺市電気自動車等導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

(2) 事業予算額

3,120 万円

（堺市スマートハウス化支援事業補助金・堺市 Z E H 支援事業補助金を含めた事業予算額）

(3) 補助対象機器及び今年度の補助対象期間

① 補助対象機器等

補助対象機器等は、表 1 に掲げるとおりです。ただし、中古車、新古車は、交付対象外です。

表 1 補助対象機器等

補助対象機器等	要件
電気自動車・ 燃料電池自動車	次の要件を全て満たすものであること。 1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金のうち、原動機付自転車及び二輪自動車以外のものであること（プラグインハイブリッド自動車は電気自動車に含まれない。）。 2 自動車検査証の使用の本拠の位置が市内の住所であること（堺ナンバーであること。）。 3 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。 4 新車として導入するもので、自動車検査証の初度登録年月が令和6年2月か

(P1 のつづき)	<p>ら令和7年1月までの間であること（中古輸入車の初度登録を除くものとする。）。</p> <p>5 リース契約等によるときは、次の要件についても全て満たしていること。</p> <p>(1) リース契約等の期間が4年以上であること。</p> <p>(2) リース料金（税抜き額）等から補助金相当分が還元されること。</p>
充電設備 (既設の集合住宅への導入に限る。)	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>1 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）のうち、マンション等への充電設備設置事業としての補助金の対象であること（V2H 充放電設備は充電設備に含まれる。）。</p> <p>2 市内における新築を除く集合住宅に属する駐車場への導入であること。</p> <p>3 未使用品の導入であること。</p> <p>4 導入に係る支払の領収日が令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間であること。</p> <p>5 リース契約による場合は、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) リース契約等の期間が5年以上であること。</p> <p>(2) リース料金等から補助金相当額が還元されること。</p>

② 令和6年度補助対象期間

- 1) 電気自動車又は燃料電池自動車：自動車検査証の初度登録年月が次の期間内であること。

令和6年2月から令和7年1月まで

- 2) 充電設備：機器等に係る領収証等に記載された領収日が次の期間内であること。

令和6年2月1日から令和7年1月末日まで

(4) 補助対象者及び補助対象機器の導入要件

補助対象者は、次の全ての要件を満たす者とします。

① 補助対象機器の種類による補助対象者の要件

表2 補助対象機器の種類による補助対象者の要件

補助対象機器等の種類	補助対象者の要件		
電気自動車・ 燃料電池自動車	個人の申請の場合		
	電気自動車・燃料電池自動車を導入し自動車検査証の記載が次の全ての要件を満たす個人。		
	<p>(1) 自動車検査証に記載の使用者の住所が市内であること。</p> <p>(2) 自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。</p> <p>ただし、次の表の左欄に掲げる場合については、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。</p>		
	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名又は 名称	使用者の氏名 又は名称
	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社又は ローン会社等	導入者

	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等(共同申請事業者)	導入者(リース契約等による提供先)												
電気自動車・ 燃料電池自動車	個人以外の申請の場合 1 電気自動車・燃料電池自動車を導入し、自動車検査証の記載が次の全ての要件を満たす事業者。 (1) 自動車検査証に記載の使用者の住所が市内であること。 (2) 自動車検査証に記載の所有者と使用者が同一であること。 ただし、次の表の左欄に掲げる場合は、同欄の区分に対応する自動車検査証上の記載事項を同表の中欄及び右欄に定める者とする。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車検査証 導入の区分</th> <th>所有者の氏名又は 名称</th> <th>使用者の氏名 又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有権留保付ローンによる購入の場合</td> <td>自動車販売会社又はローン会社等</td> <td>導入者</td> </tr> <tr> <td>リース契約等の場合 (共同申請)</td> <td>リース事業者等(共同申請事業者)</td> <td>導入者(リース契約等による提供先)</td> </tr> <tr> <td>役員又は従業員等が管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合</td> <td>導入者</td> <td>法人の役員又は従業員等</td> </tr> </tbody> </table>			自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名又は 名称	使用者の氏名 又は名称	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社又はローン会社等	導入者	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等(共同申請事業者)	導入者(リース契約等による提供先)	役員又は従業員等が管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合	導入者	法人の役員又は従業員等
	自動車検査証 導入の区分	所有者の氏名又は 名称	使用者の氏名 又は名称												
	所有権留保付ローンによる購入の場合	自動車販売会社又はローン会社等	導入者												
	リース契約等の場合 (共同申請)	リース事業者等(共同申請事業者)	導入者(リース契約等による提供先)												
役員又は従業員等が管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合	導入者	法人の役員又は従業員等													
2 前項の規定にかかわらず、自動車を販売する業を営む市内事業者(共同申請者とならないリース事業者等を含む。)は、補助金の交付の申請をすることができない。															
充電設備 (既設の集合住宅への 導入に限る。)	次のいずれかの者 (1) 市内における賃貸集合住宅の所有者 (2) 市内における分譲集合住宅の管理組合 (3) 前(1)、(2)号に規定する集合住宅に係る導入場所の管理・使用の権限を有する者 (4) 前(1)、(2)、(3)号に規定する者から許諾を受け、充電設備を導入し、所有するリース事業者等														

② 本市の市税(個人府民税及び森林環境税を含む)を滞納していないこと。

③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。

④ 同じ導入場所(電気自動車・燃料電池自動車にあっては自動車検査証の使用の本拠の位置。)への同じ種類の補助対象機器等の導入に係る補助金は申請をすることはできない。なお、地番が相違する場合でも同じ事業者における同じ敷地内での導入とみなせる場合は同じ導入場所とみなします。

(5) 補助対象経費と補助金額

表3 補助対象経費と補助金額

補助対象機器	補助対象経費	補助金額
電気自動車	車両に係る経費	一律5万円
燃料電池自動車	車両に係る経費	一律20万円
充電設備 (既設の集合住宅への導入に限る。)	設備に係る経費 (ただし、10万円以上(2基以上の導入の場合はその合計額とする。)の場合に限る。) ※設備本体のみ。工事費その他の費用は補助対象外。	20万円又は設備に係る合計額(国等の補助を受けた場合は、国等の補助金を除いた額)の2分の1の低い方の額。 なお、V2H 充放電設備については一律4万円。

- 備考
- 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - なお、次のいずれかに該当するものは、補助対象経費から除くものとする。
 - ・事務経費
 - ・消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税に相当する額
 - ・値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とする。
 - 国等の補助金との併用は可能。

3. 事業スケジュール

(1) 交付申請受付期間 令和6年6月25日(火)～令和7年2月14日(金) 必着

(2) 補助金交付請求書提出期限 令和7年4月7日(月) 必着

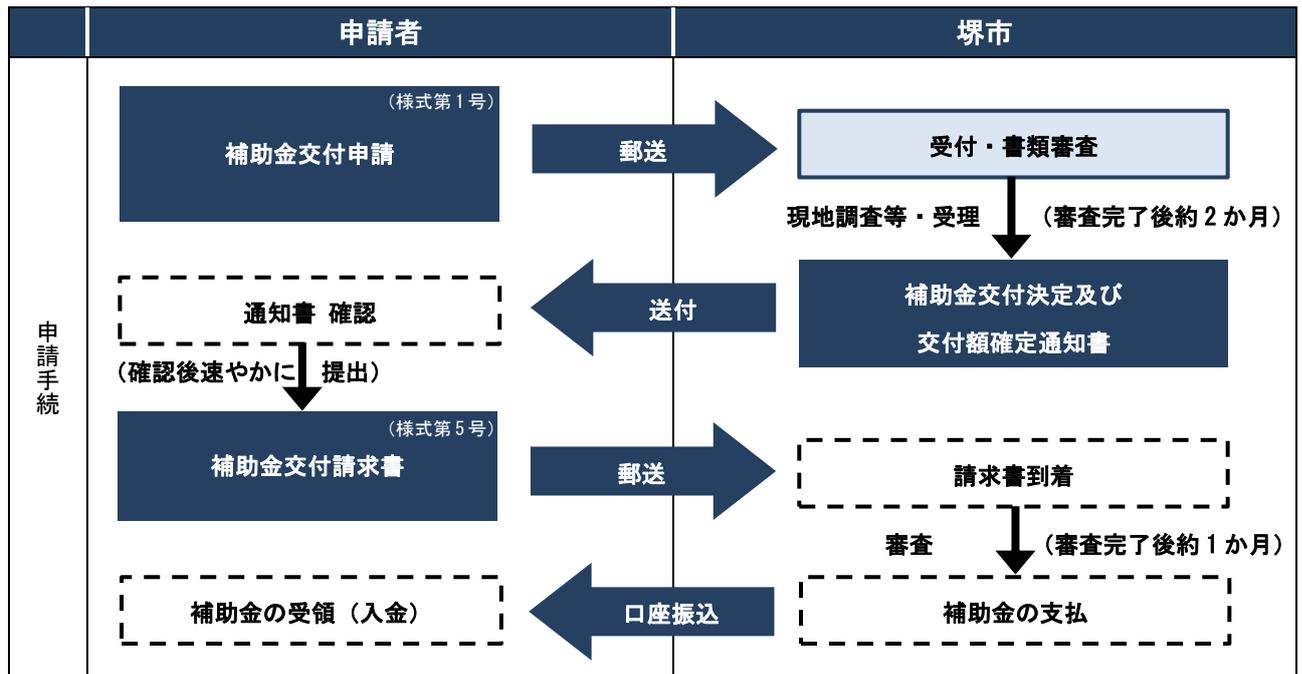
図1 事業スケジュール



※ 申請は先着順で受付し、堺市スマートハウス化支援事業補助金、堺市電気自動車等導入支援事業補助金、堺市 ZEH 支援事業補助金と合わせて、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

4. 申請手続き等の流れ

図2 申請手続き等の流れ



5. その他

(1) 本補助金の交付を受けた方及び使用者は以下の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

- ・電気自動車及び燃料電池自動車：初度登録年月の翌月から起算して4年
- ・充電設備：5年

(2) 補助対象機器を導入する前に、堺市への相談が可能です。補助要件に適合しない場合は本補助金の交付を受けられませんので、要件の適合の可否等について、不明な点があれば事前に環境エネルギー課までお問い合わせください。なお、お問い合わせの際は、次の時間はご遠慮ください。

正午から12時45分まで（昼休憩時間のため）、17時以降

- (3) 申請書類を受付後、必要に応じて現場確認を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- (4) 導入に当たっては、機器が低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を購入する際には、販売業者や施工業者などによく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。
- (5) 執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。
- (6) 申請事務の手続を第三者に依頼したことによるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。
- (7) 堺市では、市内事業者の育成及び地域経済活性化のため、市内事業者への優先発注等に努めています。本事業に係る機器等導入工事についても、可能な限り市内事業者の利用をお願いします。

II 申請方法

1. 申請の方法

(1) 申請書類の提出先と受付方法

- ① 申請書類の提出先は次のとおりです。

〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
環境エネルギー課

- ② 申請の受付は、**書留郵便等の到達日が確認できる方法**による提出のみといたします。なお、書留郵便等の到達日が堺市役所の休日に当たる場合は、その翌日を提出日とします。

(2) 申請受付期間

- ① 申請受付期間は次の期間とします。ただし、申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

令和6年6月25日(火)～令和7年2月14日(金)必着

- ② 補助金の予算残額等の受付状況は、適時、堺市ホームページで公表します。

(3) 手続代行者

申請者は、補助金の交付申請、申請の取下げについて、これらの手続書類の提出を第三者（手続代行者）に代行させることができます（委任状は不要です。）。

※ 第三者に依頼したことによるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。

2. 申請様式の入手方法

堺市ホームページから申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。

【堺市ホームページ】

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページよりご確認ください。

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarthouse/index.html>)



堺市 堺市スマートハウス補助金

検索

3. 申請書類

補助金の交付申請には、表4の書類を補助対象機器等の導入完了後にご提出ください。

なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

ご注意ください！

○申請者や申請方法により様式や添付書類が異なりますので、次ページ以降でご自身が該当する表をご確認ください。表の必須欄の○は必須、△は場合によって必要な書類です。

○様式第1号は4種類ありますので、必ず様式の左上をご確認ください。

また、下欄の「誓約事項及び同意事項」の各項目に同意のチェック☑をしてください。

○添付書類の市税の納税調査にかかる同意書のみ、自署または記名押印が必須となります。

【1】～【4】の表中の具体的事項で指定する様式と一致しているかご確認ください。

「堺市電気自動車等導入支援事業」にチェック☑をしてください。

全項目にチェック☑をしてください。

見本 (堺市利用欄) 受付番号

様式第1号 個人用

堺市スマートハウス化支援事業
堺市電気自動車等導入支援事業
補助金交付申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者
住所
(フリガナ)
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

令和6年度の各支援事業について、次のとおり補助を受けたいので、下記誓約事項を誓約し、同意事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請書	金 額
	金 〇 〇 〇 円
添 付 書 類	共通 1 補助対象事業の内容 (様式第2号) 2 領収書の写し (1) 補助対象経費の記載がない場合は、別途内容説明が分かる契約書の写し (2) 領収等証明書の写しにより代替可能 その他 申請内容に応じて定める全ての書類
誓 約 事 項 及 び 同 意 事 項	① (申請書)は、補助金交付申請の内容に一切の虚偽がないことを誓約します。また、提出書類の内容について、堺市が関係先に確認することにより同意します。 ② (申請書)は、堺市が住民基本台帳で確認することにより同意します。 ③ (申請書)は、堺市税(個人住民税及び自動車税を含む。)の滞納がないことを誓約します。 ④ (申請書)は、誓約記載又は堺市からの送付品別紙行宛第2条各号に掲げる旨に必ずしも従いません。 ⑤ (申請書)は、堺市からの送付品別紙に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、又は専ら申請に用いられる情報を提供することにより同意します。 ⑥ (申請書)は、上記事項について、虚偽であることが判明した場合は補助金の交付を受けられないことに対し、放棄を申し出ません。

表 4 必要書類

【1】 電気自動車・燃料電池自動車を購入した**個人**

(電気自動車等を購入した事業者は【2】、電気自動車等のリース契約は【3】、充電設備は【4】の表をご確認ください。)

※7ページの注意事項もご確認ください。

書 類	具体的事項	必須
堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)	様式第1号 個人用 ※ <u>様式の左上を確認すること</u> ※堺市電気自動車等導入支援事業に☑をすること ※「誓約事項及び同意事項」の欄に☑をすること	○
補助対象事業の内容(様式第2号)		○
市税の納税調査にかかる同意書	様式有り。 申請者本人の自署又は記名押印が必須	○
補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し	販売店等が口座振込・ローンなどを記載した領収等証明書 (様式あり)を提出 ※以下の書類でも申請可能 ・補助対象経費の記載がある領収書 ・補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる注文書、契約書類等の写し ※車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出	○
自動車検査証の写し	自動車検査証と自動車検査証記録事項の両方の写し	○
委任状	上記「補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し」が申請者と他者の連名の場合は提出 様式あり	△

【2】 電気自動車・燃料電池自動車を購入した**事業者**

(個人の場合は【1】を、リース契約の場合は【3】の表をご確認ください。)

※7ページの注意事項もご確認ください。

書 類	具体的事項	必須
堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	様式第1号 個人以外用 ※様式の左上を確認すること ※堺市電気自動車等導入支援事業に☑をすること ※「誓約事項及び同意事項」の欄に☑をすること	○
補助対象事業の内容（様式第2号）		○
市税の納税調査にかかる同意書	様式有り。 申請者本人の自署又は記名押印が必須	○
補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し	販売店等が口座振込・ローンなどを記載した領収等証明書（様式あり）を提出 ※以下の書類でも申請可能 ・補助対象経費の記載がある領収書 ・補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる注文書、契約書類等の写し ※車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出	○
自動車検査証の写し	自動車検査証と自動車検査証記録事項の両方の写しを添付	○
役員情報届出書（様式第3号）	同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出	○
役員又は従業員等が「自動車保管場所証明書」を取得している場合 (1) 自動車保管場所証明書の写し (2) 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書 (3) 役員又は従業員等であることが分かるもの	(2) 様式あり (3) 役員の場合は役員情報届出書（様式第3号）で可	△
委任状	上記「補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し」が申請者と他者の連名の場合は提出 様式あり	△

【3】電気自動車・燃料電池自動車のリース契約（個人・事業者）

※7ページの注意事項もご確認ください。

書 類	具体的事項	必須
堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書 (様式第1号 共同申請用)	様式第1号 共同申請用（申請者が個人） 又は様式第1号 共同申請用（申請者が個人以外） ※申請者によって様式が異なるため、 <u>様式の左上を確認すること</u> ※堺市電気自動車等導入支援事業に☑をすること ※「誓約事項及び同意事項」の欄に☑をすること	○
補助対象事業の内容（様式第2号）		○
市税の納税調査にかかる同意書	様式有り。 申請者本人の自署又は記名押印が必須 ※申請者・リース事業者の両者の提出が必要	○
役員情報届出書（様式第3号）	同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出	○（使用者が事業者の時）
補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し	販売店等が口座振込・ローンなどを記載した領収等証明書（様式あり）を提出 ※以下の書類でも申請可能 ・補助対象経費の記載がある領収書 ・補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる注文書、契約書類等の写し ※リース契約等の場合は、販売業者に対しての支払が分かる領収書等を提出 ※車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出	○
自動車検査証の写し	自動車検査証と自動車検査証記録事項の両方の写しを添付	○
共同申請者の必要書類 (1) リース契約書等の写し (2) リース料等計算書（リース料金等から補助金相当分が還元されることが分かるもの） (3) 役員情報届出書（様式第3号）	※リース契約等の期間が4年以上であることが分かること ※転リースの場合は中間リース会社も同様の書類が必要 (3) 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出	○
申請者が事業者で、役員又は従業員等が「自動車保管場所証明書」を取得している場合のみ必要 (1) 自動車保管場所証明書の写し (2) 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書 (3) 役員又は従業員等であることが分かるもの	(2) 様式あり (3) 役員の場合は役員情報届出書（様式第3号）で可	△
委任状	上記「補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し」が申請者と他者の連名の場合は提出。様式あり。	△

【4】 既設の集合住宅への**充電器**の設置

※7ページの注意事項もご確認ください。

書 類	具体的事項	必須
堺市電気自動車等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	申請者・設置方法によって様式が異なるため、 <u>様式の左上を確認の上、該当の様式に記載すること</u> ※堺市電気自動車等導入支援事業に☑をすること ※「誓約事項及び同意事項」の欄に☑をすること	○
補助対象事業の内容（様式第2号）		○
市税の納税調査にかかる同意書	様式有り。 申請者本人の自署又は記名押印が必須 ※リースの場合は、申請者・リース事業者の両者の提出が必要	○
補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し	販売店等が口座振込・ローンなどを記載した領収等証明書（様式あり）を提出 ※以下の書類でも申請可能 ・補助対象経費の記載がある領収書 ・補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる注文書、契約書類等の写し ※リース契約等の場合は、販売業者に対しての支払が分かる領収書等を提出 ※車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出してください。	○
保証書又は設備本体の導入が分かるカラー写真	次のいずれかの書類の写し ①保証書等の写し（住所・氏名・購入日≪保証開始日≫・型番≪型式その他≫が確認できるもの） ②設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真 ※V2H 充放電設備の場合は出荷日・型番等が確認できる出荷証明書でも可	○
国等の補助金の交付を受けている場合	交付決定書の写し	○
国等の補助金の交付を受けていない場合	その旨の誓約書（様式あり）	（該当の場合に合わせてどちらか）
法人格のないマンション管理組合等が申請する場合	① 管理組合の場合は総会議事録等の写し ※現在の管理組合の代表者として、選定されていることが分かるもの ② 管理組合でない場合は導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 ※集合住宅のオーナーの場合は、そのことが分かる書類	○ （該当の場合に合わせてどちらか）

	※その他の場合は、管理者として選任されたことが分かる書類等	
法人であるマンション管理会社等が申請する場合	① 導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類 ※当該集合住宅に係る管理委託契約書の写し等導入場所に係る管理・使用の権限が分かること ② 役員情報届出書（様式第3号） ※同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出	
リース契約等の場合（申請者の書類のほか共同申請者としての必要書類） （1）リース契約書等の写し （2）リース料等計算書（リース料金等から補助金相当分が還元されることが分かるもの） （3）役員情報届出書（様式第3号）	※リース契約等の期間が5年以上であることが分かること ※転リースの場合は中間リース会社も同様の書類が必要 （3） 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出	△
委任状	上記「補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し」が申請者と他者の連名の場合は提出 様式あり	△

補助対象経費の領収等証明書

年 月 日

様

(住所)
(会社名)
(代表者名)

印

下記の事項について、証明します。

記

領収等金額

区分	税込み 金額	入金（受領）等年月日
現金	税込み 円	年 月 日
振込	税込み 円	年 月 日
ローン等 (会社)	税込み 円	年 月 日
その他 ()	税込み 円	年 月 日
合計	税込み 円	

なお、上記には以下の補助対象経費を含みます。(値引きを差し引いた価格です。)

機器名	税抜き 機器本体額	税抜き 工事費
太陽光発電システム	税抜き 円	税抜き 円
電気自動車	税抜き 円	—
既設の集合住宅への 充電設備	税抜き 円	—